

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成20年1月30日

京都市長 榎 本 頼 兼

- 1 届出者の氏名及び住所  
ニック産業株式会社  
代表取締役 儘田 公明  
千葉市若葉区みつわ台1丁目28番地1号
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
嵯峨ニックボウル  
京都市右京区嵯峨広沢南野町68番地
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となる日  
平成19年4月2日
- 3 届出年月日  
平成20年1月17日

（産業観光局商工部商業振興課）